

改正前

改正後

- 目次 -

施行日：平成22年 4月 1日

目次

- 第一章 総則（第一条-第九条）
- 第二章 我が国の平和及び安全の維持のための措置（第十条-第十五条）
- 第三章 支払等（第十六条-第十九条）
- 第四章 資本取引等（第二十条-第二十五条の二）
- 第五章 対内直接投資等（第二十六条-第四十六条）
- 第六章 外国貿易（第四十七条-第五十四条）
- 第六章の二 報告等（第五十五条-第五十五条の九）
- 第六章の三 削除（第五十五条の十・第五十五条の十一）
- 第七章 行政手続法との関係（第五十五条の十二）
- 第七章の二 不服申立て（第五十六条-第六十四条）
- 第八章 雑則（第六十五条-第六十九条の五）
- 第九章 罰則（第六十九条の六-第七十三条）
- 附則

目次

- 第一章 総則（第一条-第九条）
- 第二章 我が国の平和及び安全の維持のための措置（第十条-第十五条）
- 第三章 支払等（第十六条-第十九条）
- 第四章 資本取引等（第二十条-第二十五条の二）
- 第五章 対内直接投資等（第二十六条-第四十六条）
- 第六章 外国貿易（第四十七条-第五十四条）
- 第六章の二 報告等（第五十五条-第五十五条の九）
- 第六章の三 輸出者等遵守基準（第五十五条の十-第五十五条の十二）
- 第七章 行政手続法との関係（第五十五条の十三）
- 第七章の二 不服申立て（第五十六条-第六十四条）
- 第八章 雑則（第六十五条-第六十九条の五）
- 第九章 罰則（第六十九条の六-第七十三条）
- 附則

- 本則 -

施行日：平成21年11月 1日

第二章 我が国の平和及び安全の維持のための措置

第十条 我が国の平和及び安全の維持のため特に必要があるときは、閣議において、対応措置（この項の規定による閣議決定に基づき主務大臣により行われる第十六条第一項、第二十一条第一項、第二十三条第四項、第二十四条第一項、**第二十五条第四項**、第四十八条第三項及び第五十二条の規定による措置をいう。）を講ずべきことを決定することができる。

2 政府は、前項の閣議決定に基づき同項の対応措置を講じた場合には、当該対応措置を講じた日から二十日以内に国会に付議して、当該対応措置を講じたことについて国会の承認を求めなければならない。ただし、国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合には、その後最初に召集される国会において、速やかに、その承認を求めなければならない。

3 政府は、前項の場合において不承認の議決があつたときは、速やかに、当該対応措置を終了させなければならない。

第二章 我が国の平和及び安全の維持のための措置

第十条 我が国の平和及び安全の維持のため特に必要があるときは、閣議において、対応措置（この項の規定による閣議決定に基づき主務大臣により行われる第十六条第一項、第二十一条第一項、第二十三条第四項、第二十四条第一項、**第二十五条第六項**、第四十八条第三項及び第五十二条の規定による措置をいう。）を講ずべきことを決定することができる。

2 政府は、前項の閣議決定に基づき同項の対応措置を講じた場合には、当該対応措置を講じた日から二十日以内に国会に付議して、当該対応措置を講じたことについて国会の承認を求めなければならない。ただし、国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合には、その後最初に召集される国会において、速やかに、その承認を求めなければならない。

3 政府は、前項の場合において不承認の議決があつたときは、速やかに、当該対応措置を終了させなければならない。

施行日：平成21年11月 1日

(役務取引等)

第二十五条 居住者は、非居住者との間で次に掲げる取引を行おうとするときは、政令で定めるところにより、当該取引について、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

- 一 国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなる認められるものとして政令で定める特定の種類の貨物の設計、製造又は使用に係る技術（以下「特定技術」という。）を特定の地域において提供することを目的とする取引
- 二 国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなる認められるものとして政令で定める外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買に関する取引

2 経済産業大臣は、前項の規定の確実な実施を図るため必要があると認めるときは、非居住者との間で特定技術を同項第一号の特定の地域以外の地域において提供することを目的とする取引を行おうとする居住者に対し、政令で定めるところにより ◆追加◆、許可を受ける義務を課することができる。

◆追加◆

◆追加◆

3 居住者は、非居住者との間で、役務取引（労務又は便益の提供を目的とする取引をいう。以下同じ。）であつて、鉱産物の加工その他これに類するものとして政令で定めるもの（第三十条第一項に規定する技術導入契約の締結等に該当するものを除く。）を行おうとするときは、政令で定めるところにより、当該役務取引について、主務大臣の許可を受けなければならない。ただし、次項の規定により主務大臣の許可を受ける義務が課された役務取引に該当するものについては、この限りでない。

4 主務大臣は、居住者が非居住者との間で行う役務取引（第一項第一号に規定する特定技術に係るもの及び第三十条第一項に規定する技術導入契約の締結等に該当するものを除く。）又は外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買 ◆追加◆に関する取引（第一項第二号に規定するものを除く。）（以下「役務取引等」という。）が何らの制限なしに行われた場合には、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行することを妨げ、若しくは国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与することを妨げることとなる事態を生じ、この法律の目的を達成することが困難になると認めるとき又は第十条第一項の閣議決定が行われたときは、政令で定めるところにより、当該役務取引等を行おうとする居住者に対し、当該役務取引等を行うことについて、許可を受ける義務を課することができる。

(役務取引等)

第二十五条 国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める特定の種類の貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術（以下「特定技術」という。）を特定の外国（以下「特定国」という。）において提供することを目的とする取引を行おうとする居住者若しくは非居住者又は特定技術を特定国の非居住者に提供することを目的とする取引を行おうとする居住者は、政令で定めるところにより、当該取引について、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

2 経済産業大臣は、前項の規定の確実な実施を図るため必要があると認めるときは、特定技術を特定国以外の外国において提供することを目的とする取引を行おうとする居住者若しくは非居住者又は特定技術を特定国以外の外国の非居住者に提供することを目的とする取引を行おうとする居住者に対し、政令で定めるところにより、当該取引について、許可を受ける義務を課することができる。

3 経済産業大臣は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める行為をしようとする者に対し、政令で定めるところにより、当該行為について、許可を受ける義務を課することができる。

一 第一項の規定の確実な実施を図るため必要があると認めるとき 同項の取引に関する次に掲げる行為

イ 特定国を仕向地とする特定技術を内容とする情報が記載され、又は記録された文書、図画又は記録媒体（以下「特定記録媒体等」という。）の輸出

ロ 特定国において受信されることを目的として行う電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下同じ。）による特定技術を内容とする情報の送信（本邦内にある電気通信設備（同条第二号に規定する電気通信設備をいう。）からの送信に限る。以下同じ。）

二 前項の規定の確実な実施を図るため必要があると認めるとき 同項の取引に関する次に掲げる行為

イ 特定国以外の外国を仕向地とする特定記録媒体等の輸出

ロ 特定国以外の外国において受信されることを目的として行う電気通信による特定技術を内容とする情報の送信

4 居住者は、非居住者との間で、国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取

引を行おうとするときは、政令で定めるところにより、当該取引について、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

- 5 居住者は、非居住者との間で、役務取引（労務又は便益の提供を目的とする取引をいう。以下同じ。）であつて、鉱産物の加工その他これに類するものとして政令で定めるもの（第三十条第一項に規定する技術導入契約の締結等に該当するものを除く。）を行おうとするときは、政令で定めるところにより、当該役務取引について、主務大臣の許可を受けなければならない。ただし、次項の規定により主務大臣の許可を受ける義務が課された役務取引に該当するものについては、この限りでない。
- 6 主務大臣は、居住者が非居住者との間で行う役務取引（**第一項**に規定する特定技術に係るもの及び第三十条第一項に規定する技術導入契約の締結等に該当するものを除く。）又は外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買、**貸借若しくは贈与**に関する取引（**第四項**に規定するものを除く。）（以下「役務取引等」という。）が何らの制限なしに行われた場合には、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行することを妨げ、若しくは国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与することを妨げることとなる事態を生じ、この法律の目的を達成することが困難になると認めるとき又は第十条第一項の閣議決定が行われたときは、政令で定めるところにより、当該役務取引等を行おうとする居住者に対し、当該役務取引等を行うことについて、許可を受ける義務を課することができる。

- 本則 -

施行日：平成21年11月1日

（制裁等）

第二十五条の二 経済産業大臣は、前条第一項の規定による許可を受けないで **同項第一号**に規定する取引を行つた者に対し、三年以内の期間を限り、**非居住者との間で貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術の提供を目的とする取引**を行い、又は特定技術に係る特定の種類の貨物の輸出を行うことを禁止することができる。

2 経済産業大臣は、前条第一項の規定による許可を受けないで**同項第二号**に規定する取引を行つた者に対し、三年以内の期間を限り、**非居住者との間で外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買に関する取引**を行い、又は貨物の輸出を行うことを禁止することができる。

3 経済産業大臣は、前条第二項 **◆追加◆**の規定により経済産業大臣の許可を受ける義務が課された場合において当該許可を受けないで **同項に規定する取引**を行つた者に対し、一年以内の期間を限り、**非居住者との間で貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術の提供を目的とする取引**を行い、又は特定技術に係る特定の種類の貨

（制裁等）

第二十五条の二 経済産業大臣は、前条第一項の規定による許可を受けないで **同項**に規定する取引を行つた者に対し、三年以内の期間を限り、**貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術**（以下この条において「**貨物設計等技術**」という。）を外国において提供し、若しくは非居住者に提供することを目的とする取引若しくは当該取引に関する**貨物設計等技術**を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体の輸出（以下「**技術記録媒体等輸出**」という。）若しくは外国において受信されることを目的として行う**電気通信による貨物設計等技術**を内容とする情報の送信（以下「**国外技術送信**」という。）を行い、又は特定技術に係る特定の種類の貨物の輸出を行うことを禁止することができる。

◆削除◆

2 経済産業大臣は、前条第二項 **又は第三項**の規定により経済産業大臣の許可を受ける義務が課された場合において当該許可を受けないで **これら**

物の輸出を行うことを禁止することができる。

◆追加◆

4 主務大臣は、前条第四項の規定により役務取引等を行うことについて許可を受ける義務を課した場合において、当該許可を受ける義務が課された役務取引等を当該許可を受けないで行った者が再び同項の規定により許可を受ける義務が課された役務取引等を当該許可を受けないで行うおそれがあると認めるときは、その者に対し、一年以内の期間を限り、役務取引等を行うことについて、その全部若しくは一部を禁止し、又は政令で定めるところにより許可を受ける義務を課することができる。

の項に規定する取引又は行為を行つた者に対し、一年以内の期間を限り、貨物設計等技術を外国において提供し、若しくは非居住者に提供することを目的とする取引若しくは当該取引に関する技術記録媒体等輸出若しくは国外技術送信を行い、又は特定技術に係る特定の種類の貨物の輸出を行うことを禁止することができる。

3 経済産業大臣は、前条第四項の規定による許可を受けないで同項に規定する取引を行つた者に対し、三年以内の期間を限り、非居住者との間で外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借若しくは贈与に関する取引を行い、又は貨物の輸出を行うことを禁止することができる。

4 主務大臣は、前条第六項の規定により役務取引等を行うことについて許可を受ける義務を課した場合において、当該許可を受ける義務が課された役務取引等を当該許可を受けないで行った者が再び同項の規定により許可を受ける義務が課された役務取引等を当該許可を受けないで行うおそれがあると認めるときは、その者に対し、一年以内の期間を限り、役務取引等を行うことについて、その全部若しくは一部を禁止し、又は政令で定めるところにより許可を受ける義務を課することができる。

- 本則 -

施行日：平成21年11月1日

(技術導入契約の締結等の届出及び変更勧告等)
第三十条 居住者は、非居住者（非居住者の本邦にある支店等を含む。以下この条において同じ。）との間で当該非居住者の行う工業所有権その他の技術に関する権利の譲渡、これらに関する使用権の設定又は事業の経営に関する技術の指導に係る契約の締結又は更新その他当該契約の条項の変更（以下この条、第五十五条の六及び第七十条において「技術導入契約の締結等」という。）のうち第三項の規定による審査が必要となる技術導入契約の締結等に該当するおそれがあるものとして政令で定めるものをしてしようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、当該技術導入契約の締結等について、その契約の条項その他の政令で定める事項を財務大臣及び事業所管大臣に届け出なければならない。

2 技術導入契約の締結等について前項の規定による届出をした居住者は、財務大臣及び事業所管大臣が当該届出を受理した日から起算して三十日を経過する日までは、当該届出に係る技術導入契約の締結等をしてはならない。ただし、財務大臣及び事業所管大臣は、その期間の満了前に当該届出に係る技術導入契約の締結等がその技術の種類その他からみて次項の規定による審査が必要となる技術導入契約の締結等に該当しないと認めるときは、当該期間を短縮することができる。

3 財務大臣及び事業所管大臣は、第一項の規定に

(技術導入契約の締結等の届出及び変更勧告等)
第三十条 居住者は、非居住者（非居住者の本邦にある支店等を含む。以下この条において同じ。）との間で当該非居住者の行う工業所有権その他の技術に関する権利の譲渡、これらに関する使用権の設定又は事業の経営に関する技術の指導に係る契約の締結又は更新その他当該契約の条項の変更（以下この条、第五十五条の六、第六十九条の三第二項及び第七十条第一項において「技術導入契約の締結等」という。）のうち第三項の規定による審査が必要となる技術導入契約の締結等に該当するおそれがあるものとして政令で定めるものをしてしようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、当該技術導入契約の締結等について、その契約の条項その他の政令で定める事項を財務大臣及び事業所管大臣に届け出なければならない。

2 技術導入契約の締結等について前項の規定による届出をした居住者は、財務大臣及び事業所管大臣が当該届出を受理した日から起算して三十日を経過する日までは、当該届出に係る技術導入契約の締結等をしてはならない。ただし、財務大臣及び事業所管大臣は、その期間の満了前に当該届出に係る技術導入契約の締結等がその技術の種類その他からみて次項の規定による審査が必要となる技術導入契約の締結等に該当しないと認めるときは、当該期間を短縮することができる。

3 財務大臣及び事業所管大臣は、第一項の規定に

よる届出があつた場合において、当該届出に係る技術導入契約の締結等が次に掲げるいずれかの事態を生ずるおそれがある技術導入契約の締結等（我が国が加盟する技術導入契約の締結等に関する多数国間の条約その他の国際約束で政令で定めるもの（以下この項において「条約等」という。）の加盟国の非居住者との間でされる技術導入契約の締結等で技術導入契約の締結等に関する制限の除去について当該条約等に基づく義務がないもの及び当該条約等の加盟国以外の国の非居住者との間でされる技術導入契約の締結等でその国が当該条約等の加盟国であるものとした場合に当該義務がないこととなるものに限る。次項及び第五項において「国の安全等に係る技術導入契約の締結等」という。）に該当しないかどうかを審査する必要があると認めるときは、当該届出に係る技術導入契約の締結等をしてはならない期間を、当該届出を受理した日から起算して四月間に限り、延長することができる。

- 一 国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになること。
- 二 我が国経済の円滑な運営に著しい悪影響を及ぼすことになること。

4 財務大臣及び事業所管大臣は、前項の規定により技術導入契約の締結等をしてはならない期間を延長した場合において、同項の規定による審査をした結果、当該延長された期間の満了前に第一項の規定による届出に係る技術導入契約の締結等が国の安全等に係る技術導入契約の締結等に該当しないと認めるときは、当該延長された期間を短縮することができる。

5 財務大臣及び事業所管大臣は、第三項の規定により技術導入契約の締結等をしてはならない期間を延長した場合において、同項の規定による審査をした結果、第一項の規定による届出に係る技術導入契約の締結等が国の安全等に係る技術導入契約の締結等に該当すると認めるときは、関税・外国為替等審議会の意見を聴いて、当該技術導入契約の締結等の届出をした者に対し、政令で定めるところにより、当該技術導入契約の締結等に係る条項の全部若しくは一部の変更又は中止を勧告することができる。ただし、当該変更又は中止を勧告することができる期間は、当該届出を受理した日から起算して第三項又は次項の規定により延長された期間の満了する日までとする。

6 前項の規定により関税・外国為替等審議会の意見を聴く場合において、関税・外国為替等審議会が、当該事案の性質にかんがみ、第三項に規定する四月の期間内に意見を述べるのが困難である旨を申し出た場合には、同項に規定する技術導入契約の締結等をしてはならない期間は、同項の規定にかかわらず、五月とする。

7 第二十七条第七項から第十二項までの規定は、第五項の規定による勧告があつた場合について

よる届出があつた場合において、当該届出に係る技術導入契約の締結等が次に掲げるいずれかの事態を生ずるおそれがある技術導入契約の締結等（我が国が加盟する技術導入契約の締結等に関する多数国間の条約その他の国際約束で政令で定めるもの（以下この項において「条約等」という。）の加盟国の非居住者との間でされる技術導入契約の締結等で技術導入契約の締結等に関する制限の除去について当該条約等に基づく義務がないもの及び当該条約等の加盟国以外の国の非居住者との間でされる技術導入契約の締結等でその国が当該条約等の加盟国であるものとした場合に当該義務がないこととなるものに限る。次項及び第五項において「国の安全等に係る技術導入契約の締結等」という。）に該当しないかどうかを審査する必要があると認めるときは、当該届出に係る技術導入契約の締結等をしてはならない期間を、当該届出を受理した日から起算して四月間に限り、延長することができる。

- 一 国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになること。
- 二 我が国経済の円滑な運営に著しい悪影響を及ぼすことになること。

4 財務大臣及び事業所管大臣は、前項の規定により技術導入契約の締結等をしてはならない期間を延長した場合において、同項の規定による審査をした結果、当該延長された期間の満了前に第一項の規定による届出に係る技術導入契約の締結等が国の安全等に係る技術導入契約の締結等に該当しないと認めるときは、当該延長された期間を短縮することができる。

5 財務大臣及び事業所管大臣は、第三項の規定により技術導入契約の締結等をしてはならない期間を延長した場合において、同項の規定による審査をした結果、第一項の規定による届出に係る技術導入契約の締結等が国の安全等に係る技術導入契約の締結等に該当すると認めるときは、関税・外国為替等審議会の意見を聴いて、当該技術導入契約の締結等の届出をした者に対し、政令で定めるところにより、当該技術導入契約の締結等に係る条項の全部若しくは一部の変更又は中止を勧告することができる。ただし、当該変更又は中止を勧告することができる期間は、当該届出を受理した日から起算して第三項又は次項の規定により延長された期間の満了する日までとする。

6 前項の規定により関税・外国為替等審議会の意見を聴く場合において、関税・外国為替等審議会が、当該事案の性質にかんがみ、第三項に規定する四月の期間内に意見を述べるのが困難である旨を申し出た場合には、同項に規定する技術導入契約の締結等をしてはならない期間は、同項の規定にかかわらず、五月とする。

7 第二十七条第七項から第十二項までの規定は、第五項の規定による勧告があつた場合について

<p>準用する。この場合において必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>8 前各項の規定は、非居住者の本邦にある支店等が独自に開発した技術に係る技術導入契約の締結等その他政令で定める技術導入契約の締結等については、適用しない。</p>	<p>準用する。この場合において必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>8 前各項の規定は、非居住者の本邦にある支店等が独自に開発した技術に係る技術導入契約の締結等その他政令で定める技術導入契約の締結等については、適用しない。</p>
---	---

- 本則 -

施行日：平成21年11月 1日

<p>(制裁)</p> <p>第五十三条 経済産業大臣は、第四十八条第一項の規定による許可を受けないで同項に規定する貨物の輸出をした者に対し、三年以内の期間を限り、輸出を行い、又は 非居住者との間で特定技術の提供を目的とする取引を行うことを禁止することができる。</p> <p>2 経済産業大臣は、貨物の輸出又は輸入に関し、この法律、この法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反した者（前項に規定する者を除く。）に対し、一年以内の期間を限り、輸出又は輸入を行うことを禁止することができる。</p>	<p>(制裁)</p> <p>第五十三条 経済産業大臣は、第四十八条第一項の規定による許可を受けないで同項に規定する貨物の輸出をした者に対し、三年以内の期間を限り、輸出を行い、又は 特定技術を外国において提供し、若しくは非居住者に提供することを目的とする取引若しくは当該取引に関する特定記録媒体等の輸出若しくは外国において受信されることを目的として行う電気通信による特定技術を内容とする情報の送信を行うことを禁止することができる。</p> <p>2 経済産業大臣は、貨物の輸出又は輸入に関し、この法律、この法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反した者（前項に規定する者を除く。）に対し、一年以内の期間を限り、輸出又は輸入を行うことを禁止することができる。</p>
---	---

- 本則 -

施行日：平成22年 4月 1日

<p>第六章の三 削除</p> <p>第五十五条の十及び第五十五条の十一 削除</p>	<p>第六章の三 輸出者等遵守基準 (輸出者等遵守基準)</p> <p>第五十五条の十 経済産業大臣は、経済産業省令で、第二十五条第一項に規定する取引又は第四十八条第一項に規定する輸出（以下「輸出等」という。）を業として行う者（以下「輸出者等」という。）が輸出等を行うに当たつて遵守すべき基準（以下「輸出者等遵守基準」という。）を定めなければならない。</p> <p>2 輸出者等遵守基準は、第二十五条第一項に規定する取引によつて提供しようとする特定技術又は第四十八条第一項の特定の地域を仕向地として輸出をしようとする同項の特定の種類の貨物が特定重要貨物等に該当するかどうかの確認に関する事項その他当該取引又は輸出を行うに当たつて遵守すべき事項について定めるものとする。</p> <p>3 前項の「特定重要貨物等」とは、特定技術又は第四十八条第一項の特定の種類の貨物であつて、その特定国における提供若しくは特定国の非居住者への提供又はその同項の特定の地域を仕向地とする輸出が国際的な平和及び安全の維持を特に妨げることとなると認められるものとして経済産業省令で定めるものをいう。</p> <p>4 輸出者等は、輸出者等遵守基準に従い、輸出等を行わなければならない。</p>
---	--

- 本則-

施行日：平成22年 4月 1日

第五十五条の十及び第五十五条の十一 削除

(指導及び助言)
第五十五条の十一 経済産業大臣は、輸出等が適正に行われることを確保するため必要があると認めるときは、輸出者等に対し、輸出者等遵守基準に従った輸出等が行われるよう必要な指導及び助言をすることができる。

- 本則-

施行日：平成22年 4月 1日

◆追加◆

(勧告及び命令)
第五十五条の十二 経済産業大臣は、前条の規定による指導又は助言をした場合において、輸出者等がなお輸出者等遵守基準に違反していると認めるときは、当該輸出者等に対し、輸出者等遵守基準を遵守すべき旨の勧告をすることができる。
2 経済産業大臣は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかつたときは、当該勧告を受けた者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

- 本則-

施行日：平成21年11月 1日

第七章 行政手続法との関係
(行政手続法の適用除外)
第五十五条の十二 第二十五条第一項若しくは第二項又は第四十八条第一項若しくは第二項の規定による許可又はその取消しについては、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二章及び第三章の規定は、適用しない。

第七章 行政手続法との関係
(行政手続法の適用除外)
第五十五条の十二 第二十五条第一項、同条第二項若しくは第三項の規定に基づく命令若しくは同条第四項又は第四十八条第一項若しくは同条第二項の規定に基づく命令の規定による許可又はその取消しについては、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二章及び第三章の規定は、適用しない。

- 本則-

施行日：平成22年 4月 1日

第七章 行政手続法との関係
(行政手続法の適用除外)
第五十五条の十二 第二十五条第一項、同条第二項若しくは第三項の規定に基づく命令若しくは同条第四項又は第四十八条第一項若しくは同条第二項の規定に基づく命令の規定による許可又はその取消しについては、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二章及び第三章の規定は、適用しない。

第七章 行政手続法との関係
(行政手続法の適用除外)
第五十五条の十三 第二十五条第一項、同条第二項若しくは第三項の規定に基づく命令若しくは同条第四項又は第四十八条第一項若しくは同条第二項の規定に基づく命令の規定による許可又はその取消しについては、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二章及び第三章の規定は、適用しない。

- 本則-

施行日：平成21年11月 1日

第六十九条の四 次の各号に掲げる主務大臣は、当

第六十九条の四 次の各号に掲げる主務大臣は、当

該各号に定める規定の運用に関し、特に必要があると認めるときは、外務大臣その他の関係行政機関の長に資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

一 主務大臣 第十六条第一項又は **第二十五条第四項**

二 財務大臣 第二十一条第一項

三 経済産業大臣 第二十四条第一項、**第二十五条第一項若しくは第二項**、第四十八条又は第五十二条

2 外務大臣その他の関係行政機関の長は、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するため又は国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため特に必要があると認めるときは第一号から第三号までに掲げる規定の運用に関しそれぞれ第一号から第三号までに定める主務大臣に、国際的な平和及び安全の維持のため特に必要があると認めるときは第四号に掲げる規定の運用に関し同号に定める主務大臣に、意見を述べることができる。

一 第十六条第一項又は **第二十五条第四項** 主務大臣

二 第二十一条第一項 財務大臣

三 第二十四条第一項、第四十八条第三項又は第五十二条 経済産業大臣

四 **第二十五条第一項若しくは第二項**又は第四十八条第一項若しくは第二項 経済産業大臣

該各号に定める規定の運用に関し、特に必要があると認めるときは、外務大臣その他の関係行政機関の長に資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

一 主務大臣 第十六条第一項又は **第二十五条第六項**

二 財務大臣 第二十一条第一項

三 経済産業大臣 第二十四条第一項、**第二十五条第一項から第四項まで**、第四十八条又は第五十二条

2 外務大臣その他の関係行政機関の長は、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するため又は国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため特に必要があると認めるときは第一号から第三号までに掲げる規定の運用に関しそれぞれ第一号から第三号までに定める主務大臣に、国際的な平和及び安全の維持のため特に必要があると認めるときは第四号に掲げる規定の運用に関し同号に定める主務大臣に、意見を述べることができる。

一 第十六条第一項又は **第二十五条第六項** 主務大臣

二 第二十一条第一項 財務大臣

三 第二十四条第一項、第四十八条第三項又は第五十二条 経済産業大臣

四 **第二十五条第一項から第四項まで**又は第四十八条第一項若しくは第二項 経済産業大臣

- 本則 -

施行日：平成21年11月1日

第九章 罰則

第六十九条の六 次の各号の **一**に該当する者は、**五年**以下の懲役若しくは **二百万円**以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、当該違反行為の目的物の価格の五倍が **二百万円**を超えるときは、罰金は、当該価格の五倍以下とする。

一 第二十五条第一項 **◆追加◆**の規定による許可を受けないで **同項**の規定に基づく命令の規定で定める取引をした者

二 第四十八条第一項の規定による許可を受けないで同項の規定に基づく命令の規定で定める貨物の輸出をした者

◆追加◆

2 **前項第二号**の未遂罪は、罰する。

第九章 罰則

第六十九条の六 次の各号の **いずれかに**該当する者は、**七年**以下の懲役若しくは **七百万円**以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、当該違反行為の目的物の価格の五倍が **七百万円**を超えるときは、罰金は、当該価格の五倍以下とする。

一 第二十五条第一項 **又は第四項**の規定による許可を受けないで **これらの項**の規定に基づく命令の規定で定める取引をした者

二 第四十八条第一項の規定による許可を受けないで同項の規定に基づく命令の規定で定める貨物の輸出をした者

2 次の各号の**いずれかに**該当する者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、当該違反行為の目的物の価格の五倍が千万円を超えるときは、罰金は、当該価格の五倍以下とする。

一 特定技術であつて、核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置若しくはこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機のうち政令で定めるもの（以下この項において「核兵器等」という。）の設計、製造若しくは使用に係る技術又は核兵器等の開発、製造、使用若しくは貯蔵（次号において「開発等」とい

う。)のために用いられるおそれが特に大きいと認められる貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術として政令で定める技術について、第二十五条第一項の規定による許可を受けないで同項の規定に基づく命令の規定で定める取引をした者

二 第四十八条第一項の特定の種類の貨物であつて、核兵器等又はその開発等のために用いられるおそれが特に大きいと認められる貨物として政令で定める貨物について、第二十五条第四項の規定による許可を受けないで同項の規定に基づく命令の規定で定める取引をした者又は第四十八条第一項の規定による許可を受けないで同項の規定に基づく命令の規定で定める輸出をした者

3 第一項第二号及び前項第二号（貨物の輸出に係る部分に限る。）の未遂罪は、罰する。

- 本則 -

施行日：平成21年11月 1日

◆追加◆

第六十九条の七 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、当該違反行為の目的物の価格の五倍が五百万円を超えるときは、罰金は、当該価格の五倍以下とする。

一 第二十五条第二項の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで特定技術の提供を目的とする取引をした者

二 第二十五条第三項の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで同項第一号に定める行為をした者

三 第四十八条第二項の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで貨物の輸出をした者

四 第四十八条第三項の規定に基づく命令の規定による承認を受けないで貨物の輸出をした者

五 第五十二条の規定に基づく命令の規定による承認を受けないで貨物の輸入をした者

2 前項第二号（第二十五条第三項第一号イに係る部分に限る。）の未遂罪は、罰する。

- 本則 -

施行日：平成21年11月 1日

第七十条 次の各号の **一**に該当する者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、当該違反行為の目的物の価格の三倍が百万円を超えるときは、罰金は、当該価格の三倍以下とする。

一 第八条の規定に違反して支払等をした者

二 第九条第一項の規定に基づく命令の規定に違反して取引、行為又は支払等をした者

三 第十六条第一項から第三項までの規定に基づく命令の規定による許可を受けないで、又は同条第五項の規定に違反して支払等をした者

四 第十六条の二の規定による支払等の禁止に違

第七十条 次の各号の **いずれか**に該当する者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、当該違反行為の目的物の価格の三倍が百万円を超えるときは、罰金は、当該価格の三倍以下とする。

一 第八条の規定に違反して支払等をした者

二 第九条第一項の規定に基づく命令の規定に違反して取引、行為又は支払等をした者

三 第十六条第一項から第三項までの規定に基づく命令の規定による許可を受けないで、又は同条第五項の規定に違反して支払等をした者

四 第十六条の二の規定による支払等の禁止に違

反して、又は同条の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで支払等をした者

五 第十七条の二第二項の規定による停止又は制限に違反して、外国為替取引に係る業務を行った者

六 第十九条第一項又は第二項の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで、同条第一項に規定する支払手段又は証券若しくは貴金属を輸出し、又は輸入した者

七 第二十一条第一項又は第二項の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで資本取引をした者

八 第二十二条第一項の規定による資本取引の禁止に違反して、又は同項の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで資本取引をした者

九 第二十二条第二項の規定に違反して経理した者

十 第二十三条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして、対外直接投資を行った者

十一 第二十三条第三項又は第五項の規定に違反してこれらの規定に規定する期間中に対外直接投資を行った者

十二 第二十三条第七項の規定に違反して対外直接投資を行った者

十三 第二十三条第九項の規定による変更又は中止の命令に違反して対外直接投資を行った者

十四 第二十四条第一項又は第二項の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで特定資本取引をした者

十五 第二十四条の二の規定による特定資本取引の禁止に違反して、又は同条の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで特定資本取引をした者

十六 第二十五条第二項の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで特定技術の提供を目的とする取引をした者

十七 第二十五条第三項の規定による許可を受けないで同項の規定に基づく命令の規定で定める役務取引をした者

十八 第二十五条第四項の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで役務取引等を行った者

十九 第二十五条の二第一項 又は第三項の規定による技術の提供を目的とする取引 ◆追加◆又は貨物の輸出の禁止に違反して取引 ◆追加◆又は輸出をした者

二十 第二十五条の二第二項の規定による貨物の売買 ◆追加◆に関する取引又は貨物の輸出の禁止に違反して取引又は輸出をした者

二十一 第二十五条の二第四項の規定による役務取引等の禁止に違反して、又は同項の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで役務取引等をした者

二十二 第二十七条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして、対内直接投資等

反して、又は同条の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで支払等をした者

五 第十七条の二第二項の規定による停止又は制限に違反して、外国為替取引に係る業務を行った者

六 第十九条第一項又は第二項の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで、同条第一項に規定する支払手段又は証券若しくは貴金属を輸出し、又は輸入した者

七 第二十一条第一項又は第二項の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで資本取引をした者

八 第二十二条第一項の規定による資本取引の禁止に違反して、又は同項の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで資本取引をした者

九 第二十二条第二項の規定に違反して経理した者

十 第二十三条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして、対外直接投資を行った者

十一 第二十三条第三項又は第五項の規定に違反してこれらの規定に規定する期間中に対外直接投資を行った者

十二 第二十三条第七項の規定に違反して対外直接投資を行った者

十三 第二十三条第九項の規定による変更又は中止の命令に違反して対外直接投資を行った者

十四 第二十四条第一項又は第二項の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで特定資本取引をした者

十五 第二十四条の二の規定による特定資本取引の禁止に違反して、又は同条の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで特定資本取引をした者

十六 第二十五条第三項の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで同項第二号に定める行為をした者

十七 第二十五条第五項の規定による許可を受けないで同項の規定に基づく命令の規定で定める役務取引をした者

十八 第二十五条第六項の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで役務取引等を行った者

十九 第二十五条の二第一項 又は第二項の規定による技術の提供を目的とする取引 若しくは技術記録媒体等輸出若しくは国外技術送信又は貨物の輸出の禁止に違反して取引 若しくは技術記録媒体等輸出若しくは国外技術送信又は輸出をした者

二十 第二十五条の二第三項の規定による貨物の売買、貸借若しくは贈与に関する取引又は貨物の輸出の禁止に違反して取引又は輸出をした者

二十一 第二十五条の二第四項の規定による役務取引等の禁止に違反して、又は同項の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで役

をした者（同条第十三項の規定により外国投資家とみなされる者を含む。）

二十三 第二十七条第二項の規定に違反して、同項に規定する期間（同条第三項若しくは第六項の規定により延長され、又は同条第四項の規定により短縮された場合には、当該延長され、又は短縮された期間）中に対内直接投資等をした者（同条第十三項の規定により外国投資家とみなされる者を含む。）

二十四 第二十七条第八項の規定に違反して対内直接投資等をした者（同条第十三項の規定により外国投資家とみなされる者を含む。）

二十五 第二十七条第十項の規定による変更又は中止の命令に違反して対内直接投資等をした者（同条第十三項の規定により外国投資家とみなされる者を含む。）

二十六 第三十条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして、技術導入契約の締結等をした者

二十七 第三十条第二項の規定に違反して、同項に規定する期間（同条第三項若しくは第六項の規定により延長され、又は同条第四項の規定により短縮された場合には、当該延長され、又は短縮された期間）中に技術導入契約の締結等をした者

二十八 第三十条第七項において準用する第二十七条第八項の規定に違反して技術導入契約の締結等をした者

二十九 第三十条第七項において準用する第二十七条第十項の規定による変更又は中止の命令に違反して技術導入契約の締結等をした者

三十 第四十八条第二項の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで貨物の輸出をした者

三十一 第四十八条第三項の規定に基づく命令の規定による承認を受けないで貨物の輸出をした者

三十二 第五十一条の規定に基づく命令の規定に違反して貨物の船積をした者

三十三 第五十二条の規定に基づく命令の規定による承認を受けないで貨物の輸入をした者

三十四 第五十三条第一項の規定による貨物の輸出又は特定技術の提供を目的とする取引 ◆追加◆の禁止に違反して輸出又は取引 ◆追加◆をした者

三十五 第五十三条第二項の規定による貨物の輸出又は輸入の禁止に違反して輸出又は輸入をした者

◆追加◆

◆追加◆

務取引等をした者

二十二 第二十七条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして、対内直接投資等をした者（同条第十三項の規定により外国投資家とみなされる者を含む。）

二十三 第二十七条第二項の規定に違反して、同項に規定する期間（同条第三項若しくは第六項の規定により延長され、又は同条第四項の規定により短縮された場合には、当該延長され、又は短縮された期間）中に対内直接投資等をした者（同条第十三項の規定により外国投資家とみなされる者を含む。）

二十四 第二十七条第八項の規定に違反して対内直接投資等をした者（同条第十三項の規定により外国投資家とみなされる者を含む。）

二十五 第二十七条第十項の規定による変更又は中止の命令に違反して対内直接投資等をした者（同条第十三項の規定により外国投資家とみなされる者を含む。）

二十六 第三十条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして、技術導入契約の締結等をした者

二十七 第三十条第二項の規定に違反して、同項に規定する期間（同条第三項若しくは第六項の規定により延長され、又は同条第四項の規定により短縮された場合には、当該延長され、又は短縮された期間）中に技術導入契約の締結等をした者

二十八 第三十条第七項において準用する第二十七条第八項の規定に違反して技術導入契約の締結等をした者

二十九 第三十条第七項において準用する第二十七条第十項の規定による変更又は中止の命令に違反して技術導入契約の締結等をした者

◆削除◆

◆削除◆

三十 第五十一条の規定に基づく命令の規定に違反して貨物の船積をした者

◆削除◆

三十一 第五十三条第一項の規定による貨物の輸出又は特定技術の提供を目的とする取引 若しくは特定記録媒体等の輸出若しくは特定技術の内容とする情報の送信の禁止に違反して輸出又は取引 若しくは特定記録媒体等の輸出若しくは情報の送信をした者

三十二 第五十三条第二項の規定による貨物の輸出又は輸入の禁止に違反して輸出又は輸入をした者

三十三 偽りその他不正の手段により第二十五条第一項、同条第二項若しくは第三項の規定に基づく命令若しくは同条第四項、第四十八条第一項若しくは同条第二項若しくは第三項の規定に基づく命令又は第五十二条の規定に基づく命令の規定による許可又は承認を受けた者

2 前項第十六号（第二十五条第三項第二号イに係る部分に限る。）の未遂罪は、罰する。

- 本則 -

施行日：平成21年11月 1日

第七十一条 次の各号の **一**に該当する者は、六月以下の懲役又は **二十万円**以下の罰金に処する。

- 一 第十九条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして、同条第一項に規定する支払手段又は証券若しくは貴金属を輸出し、又は輸入した者
- 二 第五十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第五十五条の三第一項又は第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 四 第五十五条の三第五項の規定による帳簿書類を作成せず、これに同項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又はこれを保存しなかつた者
- 五 第五十五条の四の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 六 第五十五条の五第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者（同条第二項の規定により外国投資家とみなされる者を含む。）
- 七 第五十五条の六第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 八 第五十五条の七の規定に基づく命令の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 九 第五十五条の八の規定に基づく命令の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 十 第六十八条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 十一 第六十八条第一項の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をした者

第七十一条 次の各号の **いずれか**に該当する者は、六月以下の懲役又は **五十万円**以下の罰金に処する。

- 一 第十九条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして、同条第一項に規定する支払手段又は証券若しくは貴金属を輸出し、又は輸入した者
- 二 第五十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第五十五条の三第一項又は第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 四 第五十五条の三第五項の規定による帳簿書類を作成せず、これに同項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又はこれを保存しなかつた者
- 五 第五十五条の四の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 六 第五十五条の五第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者（同条第二項の規定により外国投資家とみなされる者を含む。）
- 七 第五十五条の六第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 八 第五十五条の七の規定に基づく命令の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 九 第五十五条の八の規定に基づく命令の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 十 第六十八条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 十一 第六十八条第一項の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をした者

- 本則 -

施行日：平成22年 4月 1日

第七十一条 次の各号の **いずれか**に該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十九条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして、同条第一項に規定する支払手段又は証券若しくは貴金属を輸出し、又は輸入した者
- 二 第五十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第五十五条の三第一項又は第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 四 第五十五条の三第五項の規定による帳簿書類を作成せず、これに同項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又はこれを保存しなかつた者
- 五 第五十五条の四の規定による報告をせず、又

第七十一条 次の各号の **いずれか**に該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十九条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして、同条第一項に規定する支払手段又は証券若しくは貴金属を輸出し、又は輸入した者
- 二 第五十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第五十五条の三第一項又は第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 四 第五十五条の三第五項の規定による帳簿書類を作成せず、これに同項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又はこれを保存しなかつた者
- 五 第五十五条の四の規定による報告をせず、又

は虚偽の報告をした者
六 第五十五条の五第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者（同条第二項の規定により外国投資家とみなされる者を含む。）
七 第五十五条の六第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
八 第五十五条の七の規定に基づく命令の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者
九 第五十五条の八の規定に基づく命令の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者
◆追加◆
十 第六十八条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
十一 第六十八条第一項の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をした者

は虚偽の報告をした者
六 第五十五条の五第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者（同条第二項の規定により外国投資家とみなされる者を含む。）
七 第五十五条の六第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
八 第五十五条の七の規定に基づく命令の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者
九 第五十五条の八の規定に基づく命令の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者
十 第五十五条の十二第二項の規定による命令に違反した者
十一 第六十八条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
十二 第六十八条第一項の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をした者

- 本則 -

施行日：平成21年11月1日

第七十二条 法人（第二十六条第一項第二号及び第四号、第二十七条第十三項並びに第五十五条の五第二項に規定する団体に該当するものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、第六十九条の六から前条まで（第七十条の二を除く。）の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。
2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第七十条の二の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して三億円以下の罰金刑を、その人に対して同条の罰金刑を科する。

◆追加◆
3 第二十六条第一項第二号及び第四号、第二十七条第十三項並びに第五十五条の五第二項に規定する団体に該当するものを処罰する場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第七十二条 法人（第二十六条第一項第二号及び第四号、第二十七条第十三項並びに第五十五条の五第二項に規定する団体に該当するものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、第六十九条の六から前条まで（第七十条の二を除く。）の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。
2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第七十条の二の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して三億円以下の罰金刑を、その人に対して同条の罰金刑を科する。

3 第一項の規定により第六十九条の六又は第六十九条の七の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、各本条の罪についての時効の期間による。
4 第二十六条第一項第二号及び第四号、第二十七条第十三項並びに第五十五条の五第二項に規定する団体に該当するものを処罰する場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

- 改正法・附則・題名 - ～平成21年4月30日法律第32号～

施行日：平成21年11月1日

◆追加◆

附則（平成二一・四・三〇法三二）

- 改正法・附則- ～ 平成21年 4月30日 法律 第32号～

施行日：平成21年11月 1日

◆追加◆

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔平成二十一年政令第二一二号で同年一月一日から施行。ただし、目次の改正規定、第六章の三の章名の改正規定、第五十五条の十及び第五十五条の十一の改正規定、第五十五条の十二の改正規定（第七章中同条を第五十五条の十三とする部分に限る。）、第六章の三中第五十五条の十一の次に一条を加える改正規定並びに第七十一条の改正規定（同条中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に一号を加える部分に限る。）は、平成二十二年四月一日から施行〕

- 改正法・附則- ～ 平成21年 4月30日 法律 第32号～

施行日：平成21年11月 1日

◆追加◆

(経過措置)

第二条 この法律による改正前の外国為替及び外国貿易法（以下「旧法」という。）第二十五条の規定又は同条の規定に基づく命令の規定により許可を受けた取引が、この法律による改正後の外国為替及び外国貿易法（以下「新法」という。）第二十五条の規定又は同条の規定に基づく命令の規定による許可を要するものに該当する場合には、当該取引は、同条の相当規定又は同条の規定に基づく命令の相当規定により許可を受けたものとみなす。

2 この法律の施行の際現にされている旧法第二十五条の規定又は同条の規定に基づく命令の規定による許可の申請に係る取引が、新法第二十五条の規定又は同条の規定に基づく命令の規定による許可を要するものに該当する場合には、当該申請については、これを同条の相当規定又は同条の規定に基づく命令の相当規定によりされた許可の申請とみなして、新法の規定を適用する。

- 改正法・附則- ～ 平成21年 4月30日 法律 第32号～

施行日：平成21年11月 1日

◆追加◆

第三条 この法律の施行前に貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術の提供を目的とする取引、外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買に関する取引若しくは役務取引等（旧法第二十五条第四項に規定する役務取引等をいう。）又は貨物の輸出に関し旧法、旧法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反した者に対する取引又は輸出の禁止については、なお従前の例による。

- 改正法・附則- ～ 平成21年 4月30日 法律 第32号～

施行日：平成21年11月 1日

◆追加◆

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

- 改正法・附則- ～平成21年 4月30日 法律 第32号～

施行日：平成21年11月 1日

◆追加◆

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。